

「除草・伐採・剪定作業（一般市道山科大宅緯16号線）」仕様書

（担当：川端、山口 Tel075-591-0013）

1 件名

除草・伐採・剪定作業（一般市道山科大宅緯16号線）

2 目的及び概要

本市が管理する一般市道山科大宅緯16号線に自生している樹木の除草・伐採・剪定を実施するものである。

3 期間

令和8年10月16日まで

4 場所

山科区大宅古海道町 地内

5 範囲

【別紙1】箇所図【別紙2】現況写真参照

6 見積項目

- ・除草・伐採・剪定作業（処分含む）
- ・積込・運搬・処分

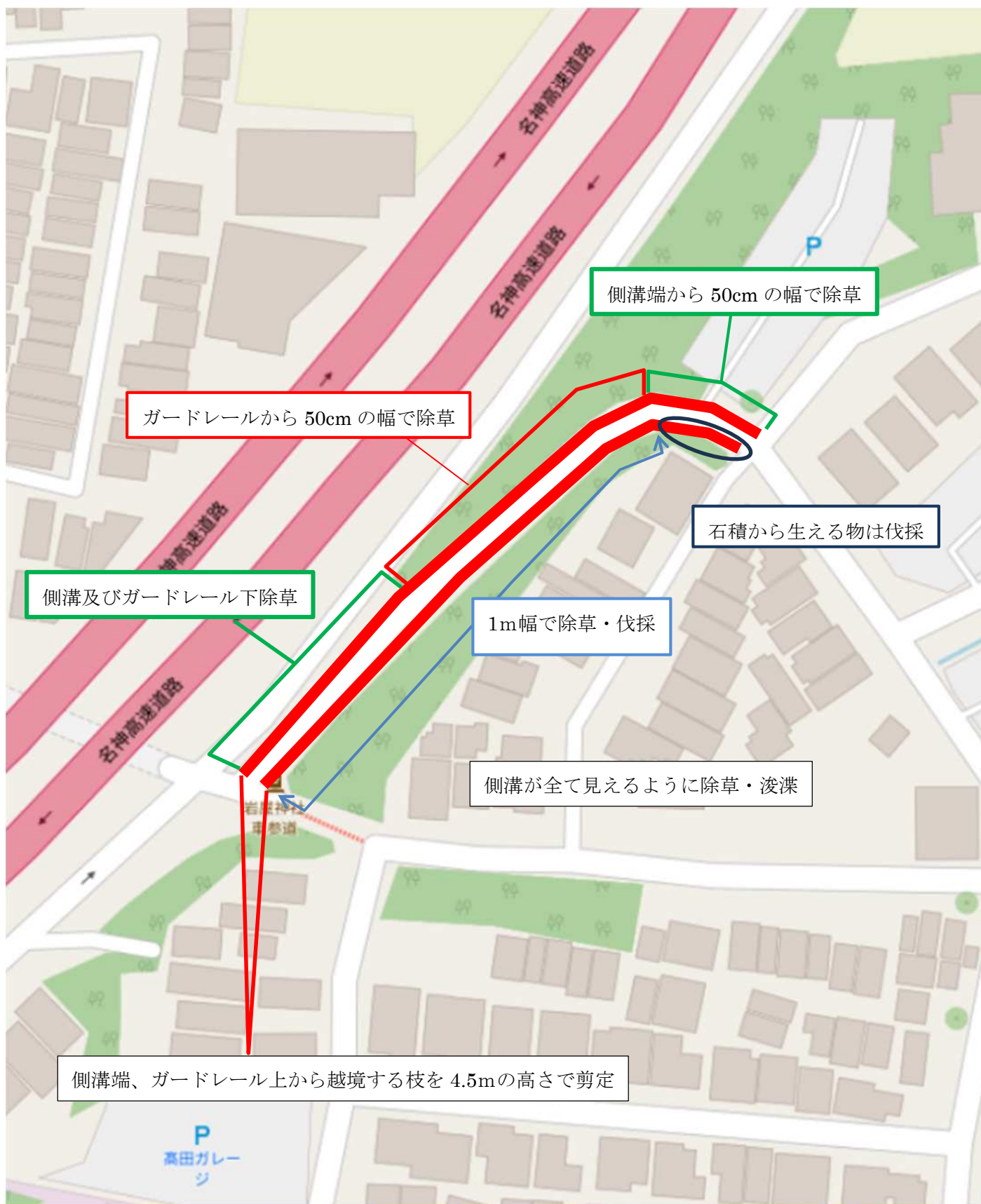
7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

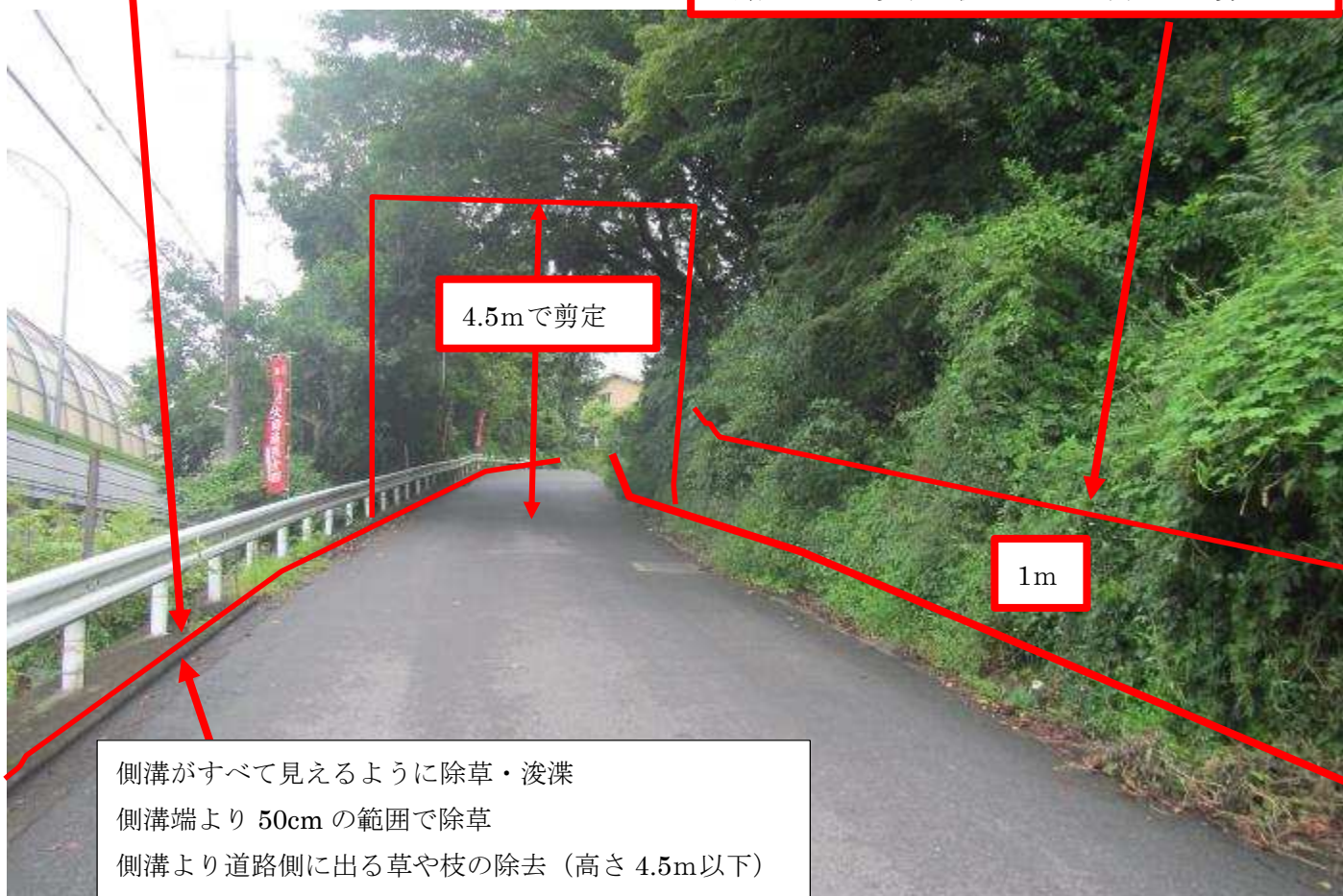
- 伐採樹木は地際で切断すること。
- 本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- 散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

山科区大宅古海道町





側溝がすべて見えるように除草・浚渫
北側の石積まで側溝端から 1 m の幅で除草・伐採
側溝端より越境する枝も 4.5m の高さまで剪定



側溝がすべて見えるように除草・浚渫
側溝端より 50cm の範囲で除草
側溝より道路側に出る草や枝の除去（高さ 4.5m 以下）



